

議 事 日 程 第 5 号

平成24年3月12日（月）午前10時開議

（予算特別委員長報告）

日程第1 議第22号 平成23年度米沢市一般会計補正予算（第8号）

日程第2 議第23号 平成23年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第3号）

日程第3 議第24号 平成23年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議第25号 平成23年度米沢市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第5 議第26号 平成23年度米沢市立病院事業会計補正予算（第2号）

日程第6 議第40号 平成23年度米沢市一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程第5号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐藤	兵	議員	2番	高橋	義和	議員
3番	小久保	広信	議員	4番	我妻	徳雄	議員
5番	木村	芳浩	議員	6番	高橋	嘉門	議員
7番	小島	卓二	議員	8番	高橋	壽	議員
9番	白根澤	澄子	議員	10番	佐藤	忠次	議員
11番	遠藤	正人	議員	12番	堤	郁雄	議員
13番	工藤	正雄	議員	14番	齋藤	千恵子	議員
15番	島軒	純一	議員	16番	海老名	悟	議員
17番	相田	克平	議員	18番	渋谷	佳寿美	議員
19番	相田	光照	議員	20番	中村	圭介	議員
21番	山村	明	議員	22番	鈴木	章郎	議員

23番 山 田 富 佐 子 議員

24番 佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	町 田 富 保
会 計 管 理 者	渡 部 秀 丈	総 務 部 長	小 林 正 夫
企画調整部長	山 口 昇 一	市民環境部長	須 佐 達 朗
健康福祉部長	菅 野 智 幸	産 業 部 長	斎 藤 友 久
建 設 部 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	船 山 弘 行	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	消 防 長	渡 辺 克 己
教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機	教 育 長	原 邦 雄
教育管理部長	神 田 仁	教育指導部長	土 屋 宏
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 長	黒 田 淳
選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助	選挙管理委員会 事 務 局 長	唐 澤 一 義
代表監査委員	高 野 欽 一	監 査 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 利 信

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	根 津 文 男	事 務 局 次 長	吉 田 博 美
副 主 幹 兼 議事調査係長	高 野 正 雄	庶 務 係 長	松 田 順 子
主 査	堤 治	主 任	後 藤 誠 一

午前１０時００分 開 議

○佐藤 兵議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第５号により進めます。

.....

日程第１ 議第２２号平成２３年度米沢
市一般会計補正予算（第８
号）外５件

○佐藤 兵議長 日程第１、議第22号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第８号）から、日程第６、議第40号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第９号）までの議案６件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告願います。

予算特別委員長17番相田克平議員。

〔予算特別委員長１７番相田克平議員登壇〕

○17番（相田克平議員） 御報告申し上げます。

去る３月１日の本会議において当予算特別委員会に付託されました案件は、議第22号から議第26号まで及び議第40号の補正予算６件、並びに議第27号から議第39号までの新年度予算13件を合わせて19件であります。

当委員会は、議会日程に従い、委員会室において、各委員出席のもと、当局から市長を初め関係部課長などにも出席を求め審査を行いました。

本日は、去る５日に審査いたしました補正予算議第22号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第８号）から議第26号平成23年度米沢市立病院事業会計補正予算（第２号）まで、及び議第40号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第９号）の６件について、審査経過の概要と結果に

ついて御報告申し上げます。

各議案の内容につきましては、市長の提案説明要旨や事項別明細書等で各議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査経過の中でありました質疑の主なものとその結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第22号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第８号）の歳出であります。まず、第２款総務費では、（仮称）まちなか歴史公園整備に要する経費の補正内容について質疑があり、２月開催の市政協議会等で提示された計画概要にある遊具については、歴史公園の象徴に結びつかないのではないかとしてただされるとともに、この公園ににぎわいを見出すのであれば、計画に選択と集中を行い、全国から来ていただけるような歴史に特化した施設とするべきではないかと、その対応方について質疑要望がありました。

また、当該公園の地権者は、当初、社会福祉法人との間で福祉関連の施設の建設を目的として土地の譲渡を決めたものであり、公園の整備は地元住民の当初からの要望ではないとしてただされたほか、天満神社跡地の利用に際し、社殿や拝殿の建物を残し活用するのであれば、来訪者に宗教的施設であるとの誤解を与えるおそれがあるため、施設管理については政教分離の原則に抵触しないように万全を期すべきであるとしてただされました。

さらに、公園内におけるトイレと堀の整備の検討に当たり、その一連の経過等について質疑があるとともに、当該公園の土地取得の経緯についても質疑がありました。

このほか委員より、仮に歴史に趣を置いた公園を整備したとしても、数年にわたり観光客が集う公園とはならないことから、広く市民が利用できるように遊具を設置するなどの整備を図る

ことは、公園の有効利用の観点からも望ましいのではないかとして質疑がありました。

また、中部コミュニティセンターの駐車場については、興譲小学校との共有であり、駐車場不足が見込まれることから、その対策について質疑がありました。

第3款民生費では、本市における生活保護費の窓口払いの実態について質疑があり、生活保護費を支給する日の窓口は受給者で込み合うため、混雑の解消を図る方策を検討すべきではないかとして、その対応方について要望がありました。

第7款商工費では、本市のガソリン単価は県内でも高いことから、業者間で価格協定を結んでいるのではないかとしてただされるとともに、福島市からの避難者も、本市と福島市の単価の違いを実感していると思われることから、行政指導をするべきではないかとして、その対応方について要望がありました。

第8款土木費では、除排雪経費については補正予算による対応ありきではなく、一定程度の降雪を見込んで当初予算に相当の額を計上すべきではないかとしてただされたほか、除雪対策において除雪や排雪だけではなく、渋滞解消を図る観点からも融雪剤散布路線の拡大をするべきではないかとして、その対応方について質疑要望がありました。

また、市営住宅の応募状況と入居選考に際しての抽せん方法や優遇措置についてただされるとともに、生活の困窮度、所得等に応じて違う対応策を考えるべきではないかとして質疑要望がありました。

第9款消防費では、古いはしご付消防自動車の処分方法について質疑があり、オークションにかけるのではなく、交通博物館への譲渡や学校教育での利用など、効果的な活用をするべきであるとして、その活用方法について質疑要望がありました。

また、非常備消防の現況についてただされるとともに、消防広域化後における非常備消防の体制や業務推進について質疑がありました。

さらに、本市の防災について質疑があり、現在の地域防災計画を見直し、施設整備等についての目標年次を立て、それを実施することが必要であるとして、その対応方について質疑要望がありました。

第10款教育費では、小中学校の適正規模・適正配置について質疑があり、学校は地域の核・文化のともろびであり、学校の統廃合ということだけで推進するのではなく、小規模校のマイナス面を補うような学習方法を取り入れて学校を存続させていくということも選択肢の一つではないかとして、その検討方について質疑要望がありました。

以上が、議第22号に対する審査の経過の中でありました質疑、要望の主なものであります。

議第22号については、高橋嘉門委員から（仮称）まちなか歴史公園の整備事業について、その計画概要が議会へ示されたのは2月になってからであり、その説明についても一貫性がなく納得のできるものではないとして、整備事業にかかわる補正予算3,000万円を減額する修正案が提出されました。

これに関連し委員から、修正案に対する市長の考えについてただされるとともに、国の補助事業である予算を減額修正することによる影響について質疑がありました。

また、委員より、事業計画の今後については、平和通り商店会を初めとする市民各層とどのような手続で議論し、また、議会での意見の集約をどのようにしていくのかについて質疑がありました。

採決に当たっては、委員より、公園整備事業に必要として計上された3,000万円を減額するのであれば、それにかかわる代替案や整備事業の骨格

を議会として示すべきであり、反対のためだけの修正と市民に誤解されかねないため修正案に反対するという意見と、3,000万円の補正予算を計上し、トイレ等のさらなる整備を拡充することについては、市当局内部でも十分な議論が深まっていないと推察されることや、市民の意見が十分に反映されたものなのかを議会として十分に議論していないことを踏まえれば、現状の予算を可決することについては説明責任を果たすことができないとして修正案に賛成するという意見とに分かれましたので、採決を行った結果、賛成多数で修正案は可決されました。

次に、議第22号については、修正案が可決されましたので、修正議決した部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第23号平成23年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第3号）では、滞納者に対する差し押さえの実態について質疑があり、後期高齢者医療の保険料徴収は原則として年金からの天引きであることから、滞納の多くは年金額が年額18万円未満の普通徴収の方に発生していると思われるが、このたび、県内で執行されたとされる17件の差し押さえの中に、本市の普通徴収の方が含まれているのかとただされるとともに、早急に山形県後期高齢者医療広域連合に対して照会をし、その実態把握に努めるべきではないかとして質疑がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第24号平成23年度米沢市下水道事業費特別会計補正予算（第2号）及び議第25号平成23年度米沢市水道事業会計補正予算（第1号）の議案2件につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第26号平成23年度米沢市立病院事業会

計補正予算（第2号）では、経営の抜本的な対策をとるために、民間マネジメント手法の導入を図るべきではないかとして質疑がありました。

本案件については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第40号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第9号）につきましては、質疑はありませんでしたが、高橋嘉門委員から、議第22号米沢市一般会計補正予算（第8号）の修正案が可決されたことを受け、第1条第1項中373億3,777万9,000円を373億777万9,000円に減額する修正案が提出されました。

これに対し委員から、新年度以降に改めて公園整備事業について検討した結果、必要な整備が生じた場合に、その財源措置は現状の補助事業と同様に手当てがなされるのかとして質疑がありました。

修正案の採決に当たっては、異議がありましたので挙手による採決を行った結果、賛成多数で修正案は可決されました。

次に、議第40号についての修正案が可決されましたので、修正議決した部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上が、当予算特別委員会に付託されました平成23年度補正予算6件の審査経過の概要とその結果であります。

以上をもって委員長報告といたします。

○佐藤 晃議長 ただいまの予算特別委員長の報告に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議第22号に対し、11番遠藤正人議員から討論の通告がありますので、発言を許可します。11番遠藤正人議員。

〔11番遠藤正人議員登壇〕

○11番（遠藤正人議員） おはようございます。

自民クラブの遠藤正人です。

このたびの議第22号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第8号）、（仮称）まちなか歴史公園の3,000万円の補正予算につきまして、原案に賛成討論を行います。

このたびの（仮称）まちなか歴史公園の整備事業につきましては、既に本市議会の賛成により事業が進んでおります。土地につきましても取得がなされております。また、事業本体にかかわる予算につきましても、平成23年度当初予算に8,140万円が、議会の議決のもと既に予算化がなされております。

現在の進捗状況を申しますと、去る2月の段階で、市議会に対しまして所管の都市計画課より事業内容の素案が提示されました。また、その後、産業建設常任委員会、市政協議会、そしてこのたびの3月定例会におきましても、複数の会派の代表質問により活発な議論がなされたところであります。さらには、近々ではあります、市民の皆様からも御意見などをお聞きする市当局主催の地元説明会が予定されております。

しかしながら、この場に至り、補正予算の賛成討論をしなければならない事態になったことを、私自身議員の一人として残念で複雑な思いであることをまずはお伝えいたします。なぜなら、この事業につきましては、国の交付金事業で行うものでありますから、慎重な取り扱いの中で予定どおりのタイムスケジュールで進めることが、まず大切なことであります。

ここで改めて地方自治体が国からの交付金の交付を受けての事業につきまして話をする必要はありませんが、国からの交付金を受けての事業をなす場合には、事業をなそうとするエネルギーといえますか、膨大な時間と多くの方々の働きが費やされていることを議員一人一人が十分認識しなければならないと思います。

特に昨今では、全国の市や町の財政状況が、税収の減少により自主財源確保に困難を来している状況であり、市民の皆様も御存じのとおり、全国の市町村は以前より3割自治と言われ、国からの補助金・交付金や借金により予算編成を行い、そしてできるだけ健全財政を確保しようと血のにじむ努力をしている真ただ中であります。さらには、国から地方への税源移譲がなされるという財源のシステムの変更がありましたが、しかしながら残念なことに、地方では期待したほどの自主財源の確保ができる状況になってはおらず、財源確保が困難な状況であることは、市民の皆様、そして議員各位の御理解のことでもあります。

このような状況の中で、地方自治体が補助金を国からいただきながら事業をする場合には、全国の自治体を競争相手にした激しい地域間競争により国からの優位な補助金の確保をするという、総力挙げて奔走しなければならないという状況があります。

言うまでもなく、補助事業につきましては、事業に手を挙げてから事業の採択まで、相当なエネルギーを要するわけです。ですから、例えば、今工事が行われております高速道路などにつきましても、国土交通省に多くの先輩議員を初めどれだけ多くの関係者が足を運ばれたことか、皆様も御承知のことです。高速道路はこれから6年後に間違いなく完成していただけるよう、国土交通省に何度もお願いをしているところであり、その中で国土交通省との信頼関係が多くの方々の御努力により構築され、現在工事が進んでいるところであります。

こういった状況の中で、このたびの補正予算は、国土交通省の優位な交付金を使い、まちなかを整備する事業であります。詳しくは平成23年度当初予算8,140万円に3,000万円を上乗せして、新年度に繰り越しをした後、事業の内容を

これから本格的に推進しようとするものであります。ですから、この場に至っては、しっかりした予算を確保した上で、市議会そして市民の皆様のお聞きして、事業の中身を十分に検討することが最も大切なことであります。

このたびの3,000万円の補正予算のうち40%は国土交通省関連の都市再生整備事業の交付金活用であります。この事業の採択は、全国の自治体間の激しい競争の中で米沢市が勝ち取った大切な交付金であり、そして、納税者である市民の皆様のために有効に使わせていただこうとする交付金、すなわち税金なのであります。この事業の採択、交付金確保には、多くの関係者の汗があったわけです。ですから、このたび補正予算が原案どおり可決されることは、これからの市民の皆様にとりまして、とても有意なことであります。

しかしながら、補正予算の3,000万円をゼロ円にする修正案が予算委員会で可決されたことにつきましては、原案賛成者にとりましては、とても残念なことであります。

この事業は40%の交付金を国からいただき有意に使わせていただくもので、今年度は予算の確保、そして次年度に繰り越して米沢市民のために使わせていただくための準備の最中になるわけです。

ですから、本来なら議会は、修正案を出す前にしなければならない大切な手順を踏む必要があったと思われます。市議会は、市民のために、建設的な議論により問題点を洗い出し、整備計画の完成に向けて、市当局と両輪で進めなければならないのであります。しかしながら、残念ではありますが、40%の交付金を含む補正予算を、市民の方々の御意見を聞く前に減額しようとすることを市議会はしており、市民の皆様の大きな損失をつくりつつある状況であることは間違いのないことであります。

さらに残念なことは、当初予算を議会が可決しておきながら、同じ事業の補正予算を否決しようとするのであります。こういった場合、すなわち市当局と議会に考えや事業の内容について大きな隔たりがある場合、議会の対応としましては、当局との議論をさらに深める方法を探り、内容変更の提案をするとか、そして、この事業がよりよき事業になるように努めることが、議会そして議員の使命であると思いますが、どうでしょうか。

先ほど、予算特別委員長からの補正予算案審議につきまして、おおまかな報告がありました。少し補足をさせていただきますと、委員会では、市当局と議会とのもっと突っ込んだ議論がなされ、もっと時間をかけてもよい状況にありました。しかしながら、議会側が当局との議論による内容の歩み寄りを頭から否定するようにとられかねない修正案を出したわけです。また、国土交通省からの交付金の取り扱いを慎重にすべきだったにもかかわらず、この点は当局任せであり、残念ながら修正案は片手落ちのようなのであります。本来なら、交付金にかかわる取り扱いについても、提出者の責任のもと提出説明がなされるべきだったのですが、全くありませんでした。またさらには、予算の修正案を出すのであれば、当然のことながら、この事業の代替素案を出すべきだったのではないのでしょうか。残念ながら代替案もなく、このことについてもまた、今後当局任せにするものであります。

ならば、公園整備事業の内容に不満や提案、そして修正が必要と思うのであれば、新年度当初からでもこのことを審議する場の提案でもすればよかったのではないのでしょうか。残念ながら、このたびの修正案は、事業を採択した国土交通省から見れば、普通では理解しがたい本州市議会の対応と思われはしないのでしょうか。心配であります。

また、忘れてならないこともあります。繰り返しになりますが、この交付金は全国の自治体との提案制による競争を勝ち抜いて認められ、採択がなされたわけでありますので、既に申しましたが、都市再生整備事業の活用により、4月にオープンする中部コミュニティセンターを初め多くの事業があり、現在進行形でありますので、米沢市がこれら将来に向けて進もうとしている中、ごたごたと受け取られかねないマイナスのこのようでありますので、原案どおり可決されることが本来であると思います。

最後に、市民の皆様におかれましては、私も含め議員各位の言動を今後とも注視していただきたいことをお願いいたしまして、議第22号米沢市一般会計補正予算（第8号）の賛成討論を終了いたします。

ありがとうございました。

○佐藤 晃議長 次に、議第22号に対する修正案に対し、19番相田光照議員からの討論の通告がありますので、発言を許可します。19番相田光照議員。

〔19番相田光照議員登壇〕

○19番（相田光照議員） 議第22号平成23年度米沢市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

昨年上程されました平成23年度当初予算は、さまざまな議論の末、賛成多数という形で可決されました。中でも、この（仮称）まちなか歴史公園や新文化複合施設整備事業については、さまざまな点で指摘を受けた案件です。よって、その後提案される事業内容については、その都度、議会へ丁寧な説明と意見を取り入れるべく議論の場が設定されるものと思っておりました。

特に、（仮称）まちなか歴史公園については、米沢のすばらしい歴史を多くの観光客や市民に味わっていただける、まさに歴史公園にふさわしい、そのような計画がなされるという認識が

あったことは、言うまでもございません。

しかし、今回のまちなか歴史公園整備計画については、コンセプトの一貫性があるようには思えず、歴史公園なのか児童公園なのか、疑問を抱かずにはおれません。さらに、いまだ計画理由に対する説明不足を感じる上、今予算特別委員会において十分な説明がなされたとは言えません。

それゆえ、今般提出されている3,000万の追加補正は、余りに唐突であり、新年度へ繰越明許がなされている点を見ても、緊急性が認められるものではなく、補正予算としての必要性はないものと思われます。

私は、まちなか歴史公園整備事業そのものに反対するものではありません。歴史公園にふさわしい充実した計画にすることで、にぎわい創出効果が高まることが期待できるのであれば、補正に応じることはやぶさかではありません。

そのためにも、もう一度原点に返り、再度議論を重ね、計画を練り直して、その整備内容をきちんと示すべきだと考えます。その上で必要であるならば、改めて補正予算を計上すべきとの考えから、私はこの修正案に賛成いたします。

○佐藤 晃議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

最初に、委員長報告中、異議のありました議第22号及び議第40号を除く議第23号から議第26号までの議案4件を委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 晃議長 御異議なしと認めます。よって、議第23号から議第26号までの議案4件は委員長報告のとおり決まりました。

次に、議第22号について、起立により採決いたします。

議第22号に対する委員長報告は修正であります。最初に、予算特別委員会の修正案を起立により

採決いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会の修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。

よって、予算特別委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第40号について、起立により採決いたします。

議第40号に対する委員長報告は修正であります。

初めに、予算特別委員会の修正案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。予算特別委員会の修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。

よって、予算特別委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり決するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○佐藤 晃議長 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり決定いたしました。

.....

散 会

○佐藤 晃議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午前10時36分 散 会

